

○ニセコビュープラザショップブース出店会運営規定

(目的)

第1条 この規定は、ニセコビュープラザショップブース出店会（以下「出店会」という。）が行う販売等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 出店会の会員はニセコビュープラザショップブースの各ショップ代表者とする。

(運営)

第3条 出店会の運営のために会員が具備すべき事項は次のとおりとする。

(1) 販売品目等、諸条件は以下の表のとおりとする。

項目	条件
販売品	○町内産の農畜産物を主な原材料とする製造品や、町内加工品を使用した製造品を、主な販売品として扱うこと。 ○販売品は製造品を主とし、加工されていない農産物を販売する場合は、町内で出店者自らが生産したものに限り販売することができる。
店舗スペース及び設置・撤去	○許可されたスペース内にて営業すること。 ○店舗の造作及び内装、店舗内の電気・給排水工事は自己負担にて整備すること。また、工事は町の確認を得て実施すること。 ○廃業の場合は、自己負担にて原状へ復旧の後町へ返納すること。
祭事等協力	○ニセコビュープラザで行われる祭事に積極的に協力すること。 ○町や観光協会などが実施するクーポン事業等に積極的に参加すること。
施設維持	○ニセコビュープラザ内の清掃など環境美化に協力すること。 ○販売品の製造過程で発生したゴミは、自己負担で処理すること。 ○販売品において、特定のゴミが発生する場合は、出店者で回収するなどの配慮をすること。 ○その他施設維持に関して規定のない事項は、会員相互で話し合い、協力して行うこと。
保健所等手続	○保健所などの許可が必要な場合は、会員の責任においてその手続を経ること。 ○防火予防を実施し、消防署や防火管理者の指導があれば従うこと。
営業時間	○営業期間については通年営業とする。ただし、今後の誘客施策等により来客数が増えるまでの間、週1日定休日を設けることができる。 ○忌引きなどの特別な事情がある場合には、臨時休業することができる。 ○営業時間及び休業日は、ショップブースの営業店舗を維持するため、出店会で協議の上決定すること。

(2) 販売品の品質管理は会員個人の責任で行うこと。

(運営の遵守事項)

第4条 会員は、次の事項を遵守する。

(1) 第3条の運営事項を守り、組織の融和を乱す行為を行わない。

(2) ニセコビュープラザ、ニセコ町及びニセコ町の農畜産物等の品位を損なう行為を行わない。

(代表)

第5条 出店会の業務を円滑に運営するため、会員の互選により代表1名を置く。

2 代表の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(売り上げ報告)

第6条 会員は月別の売上額を必要に応じて町へ報告する。

(駐車場警備及び除雪費用等協力金)

第7条 ニセコビュープラザ駐車場警備及び中庭・中庭通路除雪に要する費用に係る協力金として、会員一人当たり一定の割合の額を町へ支払う。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会員相互の話し合いにより決める。

附 則

この規定は、平成25年10月7日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年2月22日から施行する。